

競技本部運営規程

制定 2000年9月 2日

改定 2002年6月15日

(目的)

第1条 寄付行為第4条の目的達成と運営規則第12条の業務分掌の定めにより本規程を定める。

(競技本部の業務分掌)

第2条 競技本部は、つぎの各号に掲げる業務を分掌する。

- (1) 競技スキー関係の事務処理に関する事。
- (2) 強化策を通じての加盟団体との連携に関する事。
- (3) 国民体育大会、及び全日本スキー選手権への、選手及び役員派遣選考の原案資料作成に関する事。
- (4) 諸競技会の公認、各種資格の公認、及び競技会の設定に関する事。
- (5) 公認競技会に対する競技役員のパ遣に関する事。
- (6) ジュニア選手の育成、強化に関する事。
- (7) マスターズスキーに関する事。
- (8) フリースタイルスキー、スノーボード競技に関する事。
- (9) スノーボード競技に関する事。
- (10) 分掌業務に関する収支予算、決算の原案作成に関する事。
- (11) その他理事会の諮問に於じての原案作成に関する事。

(組織)

第3条 前条の業務分掌により、目的達成のために次の組織を置くことができる。

- (1) アルペン委員会
企画運営小委員会
強化小委員会
大会運営小委員会
マスターズ小委員会
ドクター小委員会
- (2) クロスカントリー委員会
企画運営小委員会
強化小委員会

- 大会運営小委員会
- (3) フリースタイルスキー委員会
 - 企画運営小委員会
 - 強化小委員会
 - 大会運営小委員会
- (5) ジャンプ、コンバインド委員会
 - 企画運営小委員会
 - 強化小委員会
 - 大会運営小委員会
- (6) 計算委員会
 - ポイント管理小委員会
 - 計算小委員会

(委員会の役割)

第 4 条 各委員会の役割は次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画運営委員会
 - 本部の組織、運営、課題、将来像等についての企画、提言に関する事。
 - 各種大会の競技規則の制定、改廃の原案作成に関する事。
 - 各委員会の連絡調整に関する事。
 - 他の部との調整に関する事。
 - 本部としての理事会提言事項の作成。
 - その他の委員会に属さない事項の処理に関する事。
- (2) 強化委員会
 - 各種目の競技及び普及、振興、競技力向上に関する事。
 - 各所目強化選手の指定及び強化事業の企画、運営等に関する事。
 - S A J の強化事業についての情報収集等に関する事。
 - 強化委員会としての理事会提言事項の作成。
- (3) 大会運営委員会
 - 各種大会の企画、運営、表彰等に関する事。
 - 理事会へ提出するための各種大会の組織委員及びジュリーメンバーの推薦資料作成に関する事。
 - 各種大会の競技規則の制定、改廃の原案作成の補助に関する事。

(4) マスターズ委員会

- マスターズ競技スキーの普及、振興に関すること。
- マスターズ大会の企画、運営、表彰等に関すること。
- マスターズ委員会で理事会への提案事項の原案作成に関すること。

(5) ドクター委員会

- 各種協議会の安全に関すること。
- ドクター委員会で理事会への提案事項の原案作成に関すること。

(担当理事及び委員等)

第 5 条 競技本部には、前条の各担当理事を置く。

- 2 . 委員会の責任者は各理事があたる。
- 3 . 委員会の委員の選任は理事会で決定し、会長が委嘱する。
- 4 . 前 2 項の各委員会には、委員の互選により委員長・副委員長各 1 名を置く。
- 5 . 委員の任期は、理事の任期に準ずるものとする。

(会議)

第 6 条 競技本部の会議は必要に応じて本部長が召集し、議長となる。

- 2 . 各委員会の招集は委員長が行い、委員長が議長となる。

(内規等)

第 7 条 競技本部の任務を遂行するために必要な事項は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。